

14千環環第276号  
平成14年11月5日

千葉市長 鶴岡 啓一 様

千葉市長 鶴岡 啓一

最終処分場跡地周辺整備事業（下田 仮称市民ゴルフ場）に  
係る環境影響評価方法書に対する市長意見について

千葉市環境影響評価条例第10条の規定により提出されたレクリエーション施設用地造成事業（最終処分場跡地周辺整備事業〔下田 仮称市民ゴルフ場〕）に係る環境影響評価方法書について検討を行ったところ、その内容については概ね妥当であると判断しますが、下記事項について所要の措置を講ずる必要があると思われるので、環境影響評価準備書の作成等への反映について配慮されるよう意見を申し添えます。

#### 記

##### 1. 調査に関すること

- (1) 本事業は、廃棄物最終処分場の跡地利用であることに鑑み、本手続きに係る調査にあたっては、発生ガス及び悪臭、汚水、地下水等についても必要なモニタリング調査等を実施し、環境への影響を的確に把握するとともに、その調査結果を踏まえ、十分な環境配慮を行うこと。
- (2) 方法書に基づく調査及び上記調査にあたっては、適切かつ効果的に把握できる調査時期及び調査地点の設定に努めるとともに、調査地点を地図等でわかりやすく示すこと。また、既存資料を吟味し、適用性について示すこと。
- (3) 生物の調査にあたっては、レッドデータブックに記載された種のみでなく、それ以外の種を含めた分布及び生育状況を把握すること。

##### 2. 廃棄物最終処分場の環境保全に関すること

本事業計画の策定にあたっては、廃棄物最終処分場からの環境影響を回避し、低減するよう、あらかじめ施設管理者と十分な調整をはかること。また、供用後における環境監視を含め管理責任体制を明確にし、環境保全対策に万全を期すこと。

### 3. 自然環境の保全に関すること

- (1) 事業計画地周辺には、希少猛きん類の生息が確認されていることから、引き続き、生態の的確な把握に努めるとともに、事業計画の策定にあたっては、その生態に十分配慮するほか、必要に応じて専門家の指示を受けること。
- (2) 緑地等の造成計画の策定にあたっては、周辺の景観及び自然環境との調和に十分配慮すること。

### 4. 埋蔵文化財等に関すること

事業計画地内及び周辺には、多くの埋蔵文化財が存在することから、教育委員会等と十分に調整をはかり、適切な配慮をすること。また、周辺の指定文化財や景観資源の利用状況の把握に努めること。

### 5. 事業計画に関すること

事業計画に関して、ゴルフ場の管理・運営体制やコース・建物の規模等についてわかりやすく示すこと。さらに、供用後の自動車の利用動向や排水処理方法を具体的に示し、環境への負荷低減に向けた検討に資すること。